



保険料率が変わります

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料率は、原則2年ごとに見直します。変更になった平成28・29年度の保険料率や、軽減などをお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4140）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳から74歳のうち一定の障害のある人が対象の医療制度です。将来にわたり、高齢者が安心して医療を受けられるよう創設されました。

保険料は「均等割」と「所得割」で決定

保険料は全ての被保険者が同じ

図1 保険料の計算方法(平成28年度)

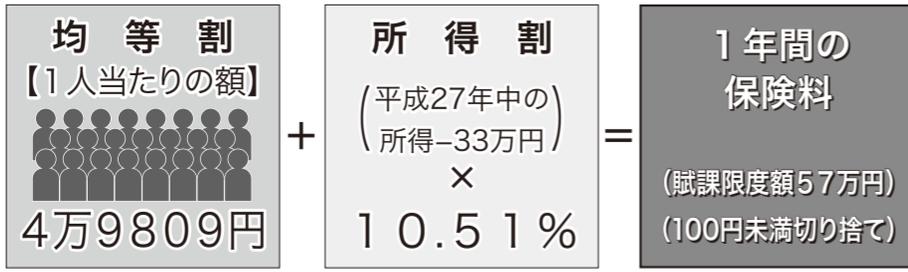


図2 保険料率の見直し内容

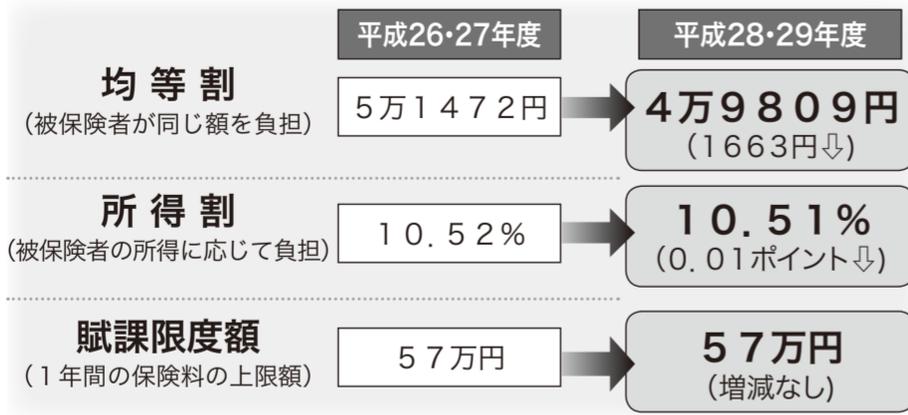


図3 均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

軽減割合	平成27年度	平成28年度から
5割	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26万5000円×被保険者数
2割	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数

表1 均等割の軽減内容

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	9割	4980円
33万円	8.5割	7471円
33万円+26万5000円×被保険者数	5割	2万4904円
33万円+48万円×被保険者数	2割	3万9847円

注:65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します

表2 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度年間保険料	前年度比
80万円	9割	所得割なし	4900円	200円↓
153万円	8.5割	所得割なし	7400円	300円↓
168万円	8.5割	5割	1万5300円	300円↓
194万円	5割	5割	4万6400円	900円↓
194.5万円	5割	5割	4万6700円	1万6300円↓
211万円	2割	5割	7万300円	1300円↓
215万円	2割	軽減なし	10万5000円	1400円↓
216万円	2割	軽減なし	10万6000円	1万1700円↓

注:色付きの年金収入の欄は、軽減拡大の対象です

表3 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	続柄	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度年間保険料	前年度比
80万円	夫	9割	所得割なし	4900円	200円↓
	妻	9割	所得割なし	4900円	200円↓
153万円	夫	8.5割	所得割なし	7400円	300円↓
	妻	8.5割	所得割なし	7400円	300円↓
168万円	夫	8.5割	5割	1万5300円	300円↓
	妻	8.5割	所得割なし	7400円	300円↓
211万円	夫	5割	5割	5万5300円	900円↓
	妻	5割	所得割なし	2万4900円	800円↓
220万円	夫	5割	軽減なし	9万5300円	900円↓
	妻	5割	所得割なし	2万4900円	800円↓
221万円	夫	5割	軽減なし	9万6300円	1万6400円↓
	妻	5割	所得割なし	2万4900円	1万6200円↓
262万円	夫	2割	軽減なし	15万4400円	1400円↓
	妻	2割	所得割なし	3万9800円	1300円↓
264万円	夫	2割	軽減なし	15万6500円	1万1700円↓
	妻	2割	所得割なし	3万9800円	1万1600円↓

注:色付きの年金収入の欄は、軽減拡大の対象です

保険料率の見直しが行われました

保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、原則2年ごとに見直します。後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率は、均等割額4万9809円、所得割率10・51%

保険料の軽減範囲が拡大しました

パート、アルバイト、保険料の限度額は57万円に決定しました。(図2)

保険料は、所得額など一定の要件を満たすと、自動的に軽減されます。(非課税所得者除く)

平成28年度から、均等割軽減の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大しました。(図3)

所得割の軽減、被用者保険※の被扶養者だった人の軽減については変更ありません。

※被用者保険 全国健康保険協会(協会けんぽ)や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指す。

均等割の軽減

世帯主とその世帯に属する全ての被保険者の合計所得が一定額以下の場合、均等割が軽減になります。(表1)

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

保険料額の例

前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、所得割の対象にならず、均等割が9割軽減されます。

表2・表3は、年金収入だけの場合、年間保険料の目安です。

保険料の軽減に申告が必要な人は所得の申告がなければ、保険料が軽減されませんが、国保課に所得を申告してください。

▼収入がない人
▼障害年金、遺族年金などの非課税所得者